

令和5年5月2日

保護者の皆様

喜多方市立会北中学校長 佐藤 純一

5 類感染症へ移行後の本校における新型コロナウイルス感染症対策について

若葉の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動に対しご理解とご支援をいただき、感謝申し上げます。

さて標題について、福島県教育委員会教育長並びに市教育委員会教育長より方針が示されました。これを受け、本校では今後下記の通り対応・指導をしてまいります。

不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。

記

1 学校における諸活動について

- 生活及び学習場面において活動の制限をしない。また、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 児童生徒に対する感染症対策に関する指導は引き続き行う。
- 健康観察により児童生徒の健康状態を的確に把握する。なお、「体温チェックシート」の記入は今後不要とする。
- 常時2方向の窓を開け換気を行う（気候の問題で常時窓の開放ができない場合は、こまめに換気を行い対応する）。
- 場面の切り替わりの際には、こまめな手洗いの指導をする。
- 清掃により清潔な空間を保つ（日常的な消毒作業は行わない）。
- 手指消毒剤や検温器については、当面の間、所定の位置に備え付けておき、生徒個人の判断で使用することを基本とする。

2 感染流行時における感染症対策について

- マスクの着用を促すこともあるが、強要はしない。
- 「近距離」「対面」「大声」の会話を控え、身体的距離を確保する等の対策を講じる。

3 出席停止や欠席の扱いについて

- 生徒に感染が判明した場合は、「出席停止」扱いとする。期間は「発症の翌日から5日を経過し、かつ症状が軽快してから1日を経過するまで」とする。また無症状の感染者に対する出席停止期間は、「検体を採取した日から5日」とする。
- これまで、生徒の「風邪等の諸症状」については、すべて「出席停止」扱いとしてきたが、風邪等の諸症状がある場合には、保護者に対し受診を依頼する。
- 「濃厚接触者」の特定が行われないことになるので、これまでであれば「濃厚接触者」の認定を受ける状況である生徒であっても出席停止扱いにはしない。
- 生徒本人が感染しておらず、登校しない場合は「病欠欠席」扱いとする。
- 教職員に感染が判明した場合は、児童生徒の出席停止期間に準じ、勤務にあたらせない。

(事務担当 教頭 齋藤 哲郎 電話：0241-36-2038)